

令和5年1月30日  
施設環境部長裁定

## 宮崎大学民間提案制度 実施要領

### 1 趣旨

本学では、多様化・複雑化する課題に対応するため、「大学」と「民」との連携、協働による大学・民連携（P P P）に取り組んでおります。本制度では、サービスの向上、コストの削減、または新たな財源の確保を図る大学・民連携の取組を推進するため、広く民間事業者の皆様からアイデアを募り事業化を目指します。

### 2 制度概要

民間事業者の皆様と大学・民連携に関する事業情報、提案方法、事業化プロセスなどについて、対話を行うことで大学・民連携事業の検討を進めます。その後、民間事業者の皆様からの知恵やアイデア、創意工夫を生かした提案により、コストやサービスの質に優れた提案を事業化し、より充実した質の高いサービスの提供を目指します。

### 3 対象事業

大学が保有するすべての土地・建物を対象とし、「民間事業者の皆様からアイデアにより、大学の収入増加・支出削減できる事業、またはサービスが向上する事業」について、意見を求めます。なお、大学が特定のテーマを設定する場合があります。

### 4 事業フロー

#### (1)対話段階

民間事業者（対話者）は、大学と対話するにあたり、大学へエントリーシート(別紙 1)を送付します。その後、民間事業者（対話者）は大学との対話で、アイデアについて説明をお願いします。

#### (2)事業化検討段階

学内で対話内容を検討し、民間事業者（対話者）と大学により課題を整理し、事業化に向けた検討を行います。

#### (3)事業者選定段階

企画競争入札で事業者選定を行い、審査委員会で審査し事業契約を締結します。

※ 本学の収入支出を伴わない事業等についてはこの限りではありません。

### 5 留意点

(1)大学との対話により権利・義務関係が生じるものではありません。また、対話した事業について、必ずしも事業化を保障するものではありません。

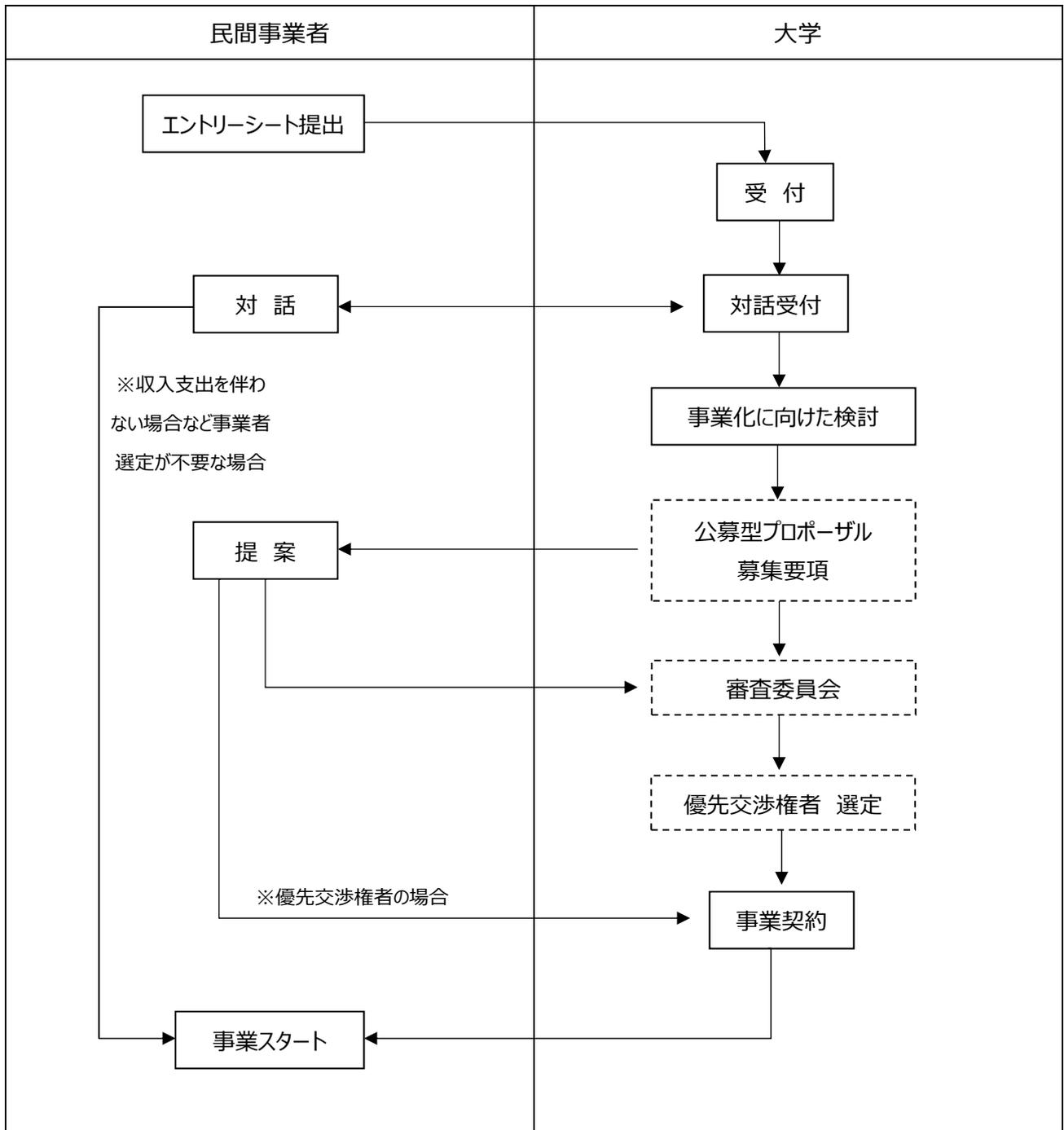
(2)対話に関する一切の費用は、民間事業者（対話者）の負担になります。

(3)民間事業者（対話者）は、相談内容が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを大学

に対して保証するとともに、対話内容に知的財産権が含まれる場合は、大学に明示してください。

(4)提出された書類に係る知的財産権は対話者に帰属するものとし、大学は民間事業者（対話者）の同意なく公表はしません。

## 6 実施フロー



以上

件 名	(船塚) 土地の有効活用について (例)
事業者名・部署	●●●●(株) ●●事業部
担当者・連絡先	宮大太郎 会社 TEL: ●●-●●●● E-MAIL: ●●
事業内容	・提案概要 ・概算収支計画
大学のメリット	

※A4 版サイズとし、不足資料は追加してください。(写真、イメージ図、グラフ等で工夫してください)